

南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 6月12日

南知多町長

石黒和彦

南知多町条例第 28 号

南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例

南知多町議会委員会に関する条例（昭和 36 年南知多町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を次のように改める。

名称	委員定数	所管
総務厚生委員会	5 人	総務部、厚生部、成長戦略室、会計課及び議会事務局の所管に属する事項並びに文教建設委員会の所管に属しない事項
文教建設委員会	5 人	教育委員会及び建設経済部の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 30 日から施行する。